

障害者関係団体への意見照会及びヒアリングの結果概要について

- I 意見募集期間：平成27年 9月30日(水)～10月16日(金)
ヒアリング実施日時：平成27年10月18日(日)、10月19日(月)（2日間、計4回に分けて実施）
- II 意見提出団体数：26団体
ヒアリング参加団体：21団体
- III 意見及びヒアリングの概要
- 1 条例の目的・基本理念について
- (1) 共生社会について
- ① 障害者権利条約や、障害者基本法の差別禁止原則の具体化する条例として欲しい。
 - ② 障害や難病があることを個性と捉え、それらの有無で分け隔てられることのないようにして欲しい。
 - ③ 医学的、社会的障壁があっても、合理的な配慮によりその障壁を取り除くことで障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、県民全てが持てる力を最大限発揮できるようにして欲しい。
 - ④ 自ら選択した地域において安心安全に生活できるようにして欲しい。
 - ⑤ 障害者を社会全体で支えるようにして欲しい。
 - ⑥ 障害のある女性への複合的な差別の解消を目指して欲しい。
 - ⑦ 性や年齢について特記することは、かえって障害に対する問題が見えづらくなるため、記載すべきではない。
 - ⑧ 県民全てが参画する仕組みを作るべき。
- (2) 障害への理解促進について
- ① 差別は、障害及び障害者への誤解や偏見その他理解の不足から生じていることから、理解促進が重要。
 - ② 障害の特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害など障害ごとの特性）の理解が重要。
 - ③ 教育の中で、障害に対する理解を学習することが重要。
 - ④ 加齢や事故、病気等により誰もが障害者やその家族となる可能性を認識し、全ての人が障害に関する知識、理解を深めるべき。
- (3) 障害者と障害者でない県民との相互理解について
- ① 県民がそれぞれの立場を理解し、互いに協力することで、差別解消に取り組むべき。
 - ② 相手を一方的に非難することは、かえって社会から障害者を隔絶させてしまう。
 - ③ 障害者は権利を主張するだけでなく、義務も果たすべき。当事者側による行動も必要。
 - ④ 条例制定により障害者が敬遠されたり、特別扱いとして反感を買うことのないように取り組んで欲しい。
 - ⑤ 事業者の経営が困難にならないようにして欲しい。

(3) 社会参加について

- ① あらゆる分野の活動に参加する機会を確保して欲しい。
- ② 社会参加のためには、手話、点字、拡大文字、音声読み上げに対応した電子データの提供等の意思疎通に対する配慮が必須。
- ③ 社会参加のため、移動への支援を充実させて欲しい。

2 県の責務、市町村との連携等について

(1) 県の責務について

- ① 環境の整備に努めて欲しい。
- ② 理解促進のため、あらゆる方法により普及啓発をして欲しい。

(2) 市町村との連携等について

- ① 地域特性に応じた施策を推進して欲しい。
- ② 地域間で格差が生じないようにして欲しい。
- ③ 上下関係において指導・指示を行うという観点に立つことは、連携・協働の観点から好ましくない。
- ④ 効果的な施策推進のため、市町村への情報の提供の他、技術的な支援や具体的な指導も行って欲しい。
- ⑤ 全ての市町村で、職員対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置をして欲しい。

3 県民・事業者の役割について

(1) 県民、事業者の取り組みについて

- ① 本人の特性を理解し、当事者にあった支援、合理的配慮や協力をして欲しい。
- ② 事業者が研修等に積極的に参加し、実際に障害者と接する担当者に至るまで、障害に対する理解を深めて欲しい。
- ③ 福祉関係の事業者については、他以上の合理的配慮を実施して欲しい。
- ④ 自治会など地区単位での取り組みを強化して欲しい。

(2) 障害者による障害特性等の発信について

- ① 障害者も障害の特性や障害種別ごとの障壁を、周囲の人に積極的に伝えるべき。
- ② 県民が障害について理解するという努力目標のみではなく、障害者側の障害特性等を伝えるという両者の努力目標も記載されることが、共生社会を目指す上で重要。
- ③ 障害特性を伝える事を障害者の「義務」とすることは、障害者であることにより県民とは異なる義務を負うようであり、最小限に留めるべき。

4 その他

(1) 条例全般について

- ① もっと時間をかけて議論し、当事者やその家族を交え、その意見を踏まえた条例を制定すべきではないか。
- ② 障害者を含めた全ての県民が理解できるよう、分かりやすい表現を用い、具体的な内容の条例にして欲しい。
- ③ 何が差別に当たるのか定義を示して欲しい。分野ごとに差別を定義して欲しい。

- ④ 「努める」という規定について、「実施する」として欲しい。
- ⑤ 障害者に対する虐待も「差別」として明記して欲しい。
- ⑥ 栃木県の特徴や慣習等に即した条例として欲しい。
- ⑦ 条例の内容を様々な方法で、効果的に普及・啓発して欲しい。
- ⑧ 条例の目的、考え方を明記した前文を規定して欲しい。
- ⑨ 条例制定による成果や課題を把握し、よりよい運用を図ってほしい
- ⑩ 障害種別間の格差を解消して欲しい。

(2) 当事者、家族等について

- ① 条例制定後も、当事者やその家族との議論を継続し、意見を吸い上げ、その時の状況に応じた条例となるように必要な見直しをしていって欲しい。
- ② 差別解消支援地域協議会を設置し、様々な障害当事者やその家族を委員として欲しい。
- ③ 障害者本人だけではなく、その家族にも配慮した条例として欲しい。

(3) 合理的配慮について

- ① 行政による不作為をなくして欲しい、合理的配慮をしないことは差別と明記して欲しい。
- ② 合理的配慮の取り組みについて、良い事例を紹介し、普及啓発させる仕組み（事業者の表彰など）を作って欲しい。
- ③ 意思表示が少ない、出来ない障害者への対応を考えて欲しい。
- ④ 合理的配慮はまだ研究段階であるため、共に学習していければよい。

(4) 紛争解決について

- ① 個人による差別を含め、紛争解決のための仕組みを作って欲しい。
- ② 関係者双方の落としどころを探ってくれる相談員を配置して欲しい。
- ③ あらゆる分野における総合的な取り組みが必要であることから、行政のどの部署に相談しても、スムーズに対応出来るようにして欲しい。
- ④ 紛争解決のため、公表規定を設けて欲しい。

(5) 場面や障害特性に応じた施策の推進について

- ① 教育委員会と連携し、各教育の場面において、障害に対する学習を図ることが重要。特にインクルーシブ教育の環境を整備することにより、障害のある児童、障害のない児童双方に、それぞれに対する理解を促進させることが出来る。
- ② 災害発生時の要支援者の把握や避難情報の伝達、避難所での配慮について、条例に記載して欲しい。
- ③ 福祉的就労における賃金が非常に安く、差別と感じる。様々な取り組みをお願いしたい。
- ④ 手話、点字、拡大文字、音声読み上げに対応した電子データ等による情報提供を進めて欲しい。
- ⑤ 染色体異常を調べる出生前診断が広まっており、現在、元気に生活しているダウン症の人たちが悪い存在と思われることは、本人や家族にとって非常に悲しいことであり、育てる親の気持ちを摘んでしまうことが心配。障害者や障害者でない者がお互いに思いやりを持ち、頑張らなくても普通に生活が出来る社会になって欲しい。
- ⑥ 県の雇用環境について、合理的配慮がなされるよう環境整備してほしい。